

東京23区に  
在住 または 通勤  
されている  
方へ

100万円の子育て加算が継続!

# 岩手県移住支援金

## 世帯

(18歳未満の子がいない)



100万円

## 单身



60万円

## 子育て世帯



100万円  
+子ども一人につき  
100万円

### ①移住元要件

東京23区に在住、または東京圏（※条件不利地域を除く）に在住し東京23区に通勤。  
いずれも直近10年間のうち通算5年以上（直近1年間を必ず含む）。

### ②移住先要件 ※次のいずれかに該当 ※住民票の異動を伴う移住に限ります

#### 県内企業への就職

- ・岩手県移住支援金対象法人の対象求人就業
- ・内閣府のマッチング事業を利用して専門人材として就業



#### テレワーカー

移住前の業務を引き続き  
岩手でテレワークで行う



#### 起業する

起業支援金の交付決定を  
受けて起業する方



#### 関係人口

移住前から地域と  
深い関りがあった方

※市町村ごとに要件が異なります。詳しくは  
岩手県ホームページをご覧ください。



### ▼令和5年度中に移住した方

転入後1年以内は申請可能です。  
移住先の市町村にお問い合わせください。

### ▼東京23区在住または通勤ではない東京圏在住の方

東京圏の在住期間が5年以上の方で39歳以下の方は「いわて若者移住支援金」の支給対象となる可能性があります（新卒者は5年未満でも支援制度あり）。要件をご確認ください。

## お問い合わせ・申請はこちら

### 《申請》

申請先は、移住先市町村となります。  
申請書類や提出方法につきまして、すでに移住先市町村がお決まりの方は、各市町村の担当窓口へご連絡ください。各市町村窓口の連絡先は、右記QRコードの岩手県公式サイト「岩手県移住支援金」ページをご覧ください。

### 《お問い合わせ》

岩手県商工労働観光部  
定住推進・雇用労働室  
移住定住推進担当  
(岩手県盛岡市内丸10-1)  
電話：019-629-5587  
mail：AE0005@pref.iwate.jp



岩手県移住支援金について  
(岩手県公式サイト)

移住支援金対象求人を掲載  
マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」



# 要件に該当するか、まずはセルフチェック!



check!

移住前の  
状況

- ①東京23区内に在住 又は
- ②東京圏 (埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県  
条件不利地域以外) に在住し、東京23区内に通勤



移住前の  
10年間

- ①②の期間が、移住する直前の  
10年間のうち通算5年以上

移住前の  
直近1年間

- ①②の期間が、移住する直前に  
連続して1年以上

東京23区内の大学等へ通学し、  
東京23区内の企業等に  
就職した方は、通学期間も  
対象期間として加算可能です。

3つすべてを✓した場合

移住前の要件を満たしています。

移住後の要件も満たすと支給対象となる可能性があります。



移住先 (または予定) の市町村に  
お問合わせください。

住民票が異動する直前に東京圏に  
在住していることが要件であるため  
最初に住民票の異動を伴い転入した  
県内市町村だけが対象となります。

さらにcheck!

18歳未満の子がいる世帯は子育て加算の対象となります。

18歳未満の子ども  
1人につき +100万円

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。

## よくあるご質問 Q&A



Q1 岩手県のどの市町村が対象ですか？

A 岩手県内の市町村であればすべて対象です。

Q2 申請のタイミングを教えてください

A 移住 (転入) 後 **3か月以上1年以内** (移住支援金対象法人又は専門人材として就業した方は、就業後 **3か月以上**) に、移住先の各市町村担当課へ申請してください。(申請時期が3か月以上は市町村によって異なる)

Q3 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

A ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、  
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、等が要件です。

Q4 支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

A 移住前に移住先の地域や地域の人々と関わりがあり、移住先の市町村が強いつながりがあると認める方が対象となります。市町村によって要件は異なりますので、具体的な要件は市町村にお問い合わせください。

Q5 「いわて若者移住支援金」と重複受給はできますか？

A できません。

以下に該当する場合、支給された額の全額または半額を返還しなければなりません。

全額返還：①虚偽の申請等をした場合

②移住支援金の申請日から3年未満に支給市町村から転出した場合

③移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④起業支援事業に係る交付決定 (又は起業にかかる市町村長の承認) を取り消された場合

半額返還：移住支援金の申請日から3年以上5年以内に支給市町村から転出した場合



【お問い合わせ】

(制度概要について) 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当

☎019-629-5587 ✉AE0005@pref.iwate.jp

(申請方法について) 移住先 (または移住予定) の市町村担当窓口へ

インターネット部に入ろう!



(2024.4.1 ver)